公

福岡県公報

平成22年2月10日 第 3 0 7 2 号

目 次

告 示 (第264号 - 第272号)

県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	1
土地区画整理事業の事業計画の変更の認	可 (都市計画課)	2
土地改良事業の変更の協議の適否決定	(農村整備課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村か	ら聴取した意見等	
	(中小企業振興課)	3
国土調査法に基づく地籍調査事業計画の	一部変更 (農山漁村振興課)	4
公告		
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	4
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	6
監査委員		
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	8
収用委員会		
土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	12

告示

福岡県告示第264号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改

良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年1月29日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供す る書類	縦覧期間	縦覧場所
豊前市大字大河内、大字天和及	換地計画書	平成22年 2 月10日から	豊前市役所
び大字下河内 (大河内地区)	の写し	平成22年 3 月11日まで	

福岡県告示第265号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年2月10日

福岡県知事 麻牛 渡

- 1 区域の名称 阿志岐
- 2 区域の所在地 筑紫野市大字阿志岐
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から4号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と4号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	地 番	標柱番号
		2489番58	1号
筑紫野	阿志岐	2489番 2	2号
叫系 野		2485番14	3号
		2499番 4	4 号

福岡県告示第266号

ご期発行日 毎週月水金曜日 (発行) 〒812-8577 福岡市博多区東 (作成) 〒812-0041 福岡市博多区吉塚

 $092 - 643 - 3030) \\ 092 - 611 - 4431)$

総務部行政経営企画課社 西日本新聞印刷

福岡県株式会社

마마

7 5

<4∞

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 畑ケ坂
- 2 区域の所在地 大野城市若草二丁目、畑ケ坂一丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から7号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と7号とを結んだ線に囲まれた区域

市		地 番	標柱番号
		1828番 9	1号
	若草二丁目	1794番 8	2号
→ m3 td;		1794番 9	3 号
大野城		1794番22	4 号
	/m ←+⊆	43番	5号
	畑ケ坂一丁目	49番	6 号及び 7 号

福岡県告示第267号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する

平成22年2月10日

福岡県知事 麻生渡

1 組合の名称

宗像市くりえいと北土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年1月7日から平成24年3月31日まで

3 施行地区

宗像市須恵及び平等寺の各一部

4 事務所の所在地

宗像市須恵59番地4

5 設立認可の年月日

平成20年12月17日

6 変更認可の年月日

平成21年1月29日

福岡県告示第268号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業計画の変更を平成22年1月29日付けで適当であると決定したので、同法第96条の3第5項に基づいて同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
宗像市	馬場地区土地改良 (農業用ため池整備) 事業変更計画書の写し	平成22年 2 月10日から 平成22年 3 月11日まで	宗像市役所

福岡県告示第269号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路種	各の類	路	8線名	変 更 前後別	⊠ f	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
					前	筑後市大字水田4 から 同市大字水田344 で		4.0 ~ 21.0	76.0
八女	県	道	柳筑	川 線 後	後	同上		4.0 ~ 25.0	76.0
					後	筑後市大字水田3 から 同市大字水田344 で		5.0 ~ 12.0	96.0

福岡県告示第270号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道距種	各の類	路	路線名	変 更 前後別	区	間	幅 (メート	員 ル)	延 (メー	長 トル)
八女	県	道	水土	田線	前	筑後市大字水田 から 同市大字古島37 で			6.4 ~ 9.2		730.0
			大	Л ‴	後	同上			1.2 ~		730.0

福岡県告示第271号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年2月10日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめタウンうきは
- (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等 意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力 意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項 意見なし
- (6) 廃棄物に係る事項等 意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等

現在、うきは市では景観法に基づく景観計画の策定をすすめている。出店地は、 南側に国指定史跡の「日岡古墳」と「月岡古墳」があり、北側を走る国道210号バイパスから耳納連山を眺望する位置にあることからも、建物・工作物の建築にあたっては、特に良好な景観形成に配慮していただきたい。

(8) その他

公

- ア うきは市商工会等と協議により、貴社と市内業者との共存共栄の道をとること
- イ うきは市内最大の集客施設となることから、
- (ア) うきは市及びその関係団体の行う街頭啓発活動等に積極的に協力すること。
- (イ) うきは市観光協会等との協議により、うきは市を広くPRするコーナーの設置に努めること。
- ウ うきは市のまちづくり振興にご支援を賜りたい。

福岡県告示第272号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条の3第2項の規定に基づき、平成21年度 における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により 公示する。

平成22年2月10日

福岡県知事 麻生渡

変更前

調査を行う者の名称		調	查	地	域	
北九州市	田町、小河 小倉南区	西畑町、上原 糸町、迫田町 新曽根、沼	「、中畑田	丁、大字小	小石の各一	棚

変更後

調査を行う者の名称	部	問	查	地	域
北九州市	田町、小糸町、追 町、響南町、東小	自田町、 小石町、 邓及び宮	中畑町、大井戸町、西町、西町、西	大字小石 丁、桜町、 西小石町、	了二丁目、下原町、棚 石、赤崎町、小石本村 中川町、西園町、深 原町、老松一・二丁

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 平成22年2月10日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 ICカード化免許証作成システム消耗品単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれ らの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格 の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又 は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (ア)から(対)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - オ 経営年数
 - 力 障害者雇用状況
 - キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状 (様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し (申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表 (申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの) (様式第3号)及び所得税確定申告書の写し (申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(

様式第4号)

- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表 (印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その 登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒 (380円切手を貼付した長形 3 号封筒)
- (2) 申請書 (有償) の入手先
 - ア 名称 政府刊行物県庁内サ・ビスステ・ション
- イ 住所 〒812 0045 福岡市博多区東公園7番7号(福岡県庁総合売店内)
- ウ 電話 092 641 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 - イ 住所 〒812 8577 福岡市博多区東公園 7番 7号
 - ウ 電話 092 643 3092 (ダイヤルイン)
- (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年3月12日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知 (郵送) する。

- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年

9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年2月10日

福岡県知事 麻生渡

- 1 調達内容
- (1) 調達物品の名称 ICカード化免許証作成システム消耗品単価契約
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 契約締結日から平成23年3月31日までの間
- (4) 納入場所 福岡県警察本部交通部運転免許試験課が指定する場所
- 2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査 申請書に必 要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション (福岡県庁地下総合売店)

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7番 7号 電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円 (消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について 別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先 福岡県総務部総務事務センター調達班 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

雷話番号 092 - 643-3092

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成22年3月23日(火)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業種名	等 級
不問	不問	不問	A A 又は同規模の実績を もつ A (履行証明書を提 出すること)

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

囝

- 6 契約条項を示す場所
 - 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等

平成22年2月10日(水)から平成22年3月23日(火)までの県の休日を除く毎日 、午前9時00分から午後5時45分まで

- (2) 場所
 - 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
 - 5の部局とする。
- (2) 受領期限

平成22年3月23日(火)午後5時45分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期 限内必着) で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成22年 3 月25日 (木) 午後 1 時30分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3 項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ の代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む 場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

□ 12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価(消費税及び地方消費税5%を含む)(調達物品1枚あたりの単価)に 調達物品の発注予定数を乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わ る担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除され る。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積単価(消費税及び地方消費税5% を含む) に各発注予定数を乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人 等を含む。) との同種・同規模の契約を履行(2件) したことを証明する書面を 提出する場合。

(2) 契約保証金

契約単価に調達物品の発注予定数を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又 はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納 付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に発注予定数を乗じた金額の 100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人 等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を 提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに 加わること ができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請が あった場合は、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。) を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Articles and Quantity

Unit-Price Contract for Consumable/Expendable Supplies/Parts that are used for the IC Card Driver's License Production System

- (2) Time Limit of Tender5:45 PM on March 23, 2010
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquartes

7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

TEL 092-641-4141 (Ext.2233)

監查委員

監查公表第16号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を新社会推進部、福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等25か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年2月10日

 福岡県監査委員
 工 藤 壽 文

 同
 進 谷 庸 助

 同
 伊 藤 龍 峰

 同
 日 野 喜美男

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関:新社会推進部出先機関3機関及び福祉労働部出先機関22機関

(2) 監査対象期間:宗像児童相談所及び京築児童相談所を除く機関

平成20年10月1日~平成21年8月31日 (11か月間)

宗像児童相談所及び京築児童相談所

平成21年5月1日~平成21年8月31日(4か月間)

(3) 監査実施期間:平成21年10月7日~平成21年10月30日

+ M 2 1 年 10 日 3 0 日 10 日 1	平成21年10月30日 平成21年10月28日	平成21年10月8日 平成21年10月22日	平成21年10月22日 平成21年10月16日	平成21年10月7日 平成21年10月15日	平成21年10月	平成21年10月9日 平成21年10月20日	平成21年10月30日 平成21年10月8日	平成21年10月19日 平成21年10月27日	平成21年10月28日	平成21年10月28日平成21年10月21日	平成21年10月7日	平成21年10月15日	平成21年10月20日	平成21年10月20日 亚成21年10日15日
(5) 監負表施制向: + MZ1年10月 / 日~+ MZ1年 監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである 監査対象機関名 推新 アジア文化交流センター 進社 女 性 相 談 所	スポートセンタ 岡 児 童 相 談	田 米 児 童 相 談 川 児 童 相 談	大年田児童相談所宗像児童相談所	京築児童相談所福	筑後いずみ調	障害者更生相談所 整督新光園	福岡労働者支援事務所北九州労働者支援事務所	筑後労働者支援事務所筑豊労働者支援事務所	福岡高等技術専門校	万 笛 高 等 技 術 専 門 校 小 竹 高 等 技 術 専 門 核	留米高等技術専門	大牟田高等技術専門校	田川高等技術専門校	小 會 高 等 技 術 専 門 校证图略审步解辩终上跟驳称

2年

第307

2 監査の主眼

併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行 財務に関する事務が適正に執行されているか、 されているかに意を用いて実施した。 今回の監査は、

特に、職業訓練の実施状況について重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

以入、 生活労働使用料等の調定金額、調定時期及び収入状況並びに児童措置弁償金の調定、 債権管理の状況及び不納欠損事務 生活労働手数料、

(2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(9) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 訓練手当

訓練手当の支給状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。 その内訳は、次のとおりである。

- 1	ш	7件	7件
尔	以出	6件	6件
M	√ Xh	1件	1件
	<u>ж</u> П	1センター	1機関
4	**	アジア文化交流	

是正を要するものの内容は、次のとおりである。

対象機関名	区分	- 前 - 明
	√Xh	アジア文化交流センター使用料において、日々調定すべき平成20年4月分及び5月分の二輪車駐車料金収入について、事務室内で現金保管を行い、平成21年3月31日に調定し、同日県に収納し
アジア文化交流センター		ている。 (1件 50,250円)
	支出	通信運搬費の資金前渡において、精算書が作成されていない。 (6件 464,450円)

水曜日

平成22年2月10日

重点事項の監査結果

職業訓練の実施状況について

調查対象機関

計8機関 高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校

調査の内容 (2)

委託内容が職業訓練の需要や要望を反映し、雇用情勢の変化に対応したものになって いるかについて調査を行った。 委託職業訓練において、

調査の結果 (3) 特に是正を要するものは見受けられなかった。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第8号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成22年 2 月10日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

市道大楠平和線改築工事(福岡県福岡市南区大楠三丁目地内)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積 [() は公簿地積]
福岡市南区大楠三丁目	239番	宅地	3,307.22 (3,305.80) 平方メートルのうち 、収用しようとする土地の面積171.22平 方メートル

- (注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。
- 4 土地所有者の氏名及び住所

別紙1のとおり

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類別紙2のとおり
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成22年1月29日

別紙 1

	氏 名	住
1	上原 俊輔	福岡県春日市若葉台西五丁目79番地
2	村田 美代子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 103号

3	川部 信子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 104号
4	株式会社ライフハーベスト	福岡市中央区白金二丁目 1番17号
5	登記名義人 藤 博次郎相 続 人 藤 壽榮子	福岡市城南区梅林一丁目 1 番23号
6	上野 博巧	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 108号
7	鳥越 滋幸	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 109号
8	川畑 彰	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 110号
9	川畑 佐知子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 110号
10	下澤 武	北九州市八幡西区池田一丁目7番29号
11	下澤 俊代	北九州市八幡西区池田一丁目7番29号
12	藤 壽榮子	福岡市城南区梅林一丁目 1 番23号
13	平松 武子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 113号
14	登記名義人 西村 和昭 相 続 人 西村 ノブ子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 114号
15	石川 憲子	福岡県筑紫郡那珂川町片縄四丁目56番地
16	株式会社大手	東京都品川区西五反田五丁目20番7号
17	津田 和利	福岡市中央区那の川二丁目 5番12 - 808号
18	永石 國夫	福岡市南区若久一丁目 2番31号
19	株式会社肥後銀行	熊本県熊本市練兵町1番地
20	登記名義人 左近允 キヨ子相 続 人 左近允 浩	福岡市南区長住三丁目40番202号
21	トヨタカローラ福岡株式会社	福岡市中央区長浜二丁目 1番5号
22	安川 義治	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 204号
23	有限会社三浦設計コンサルタント	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 205号
24	松岡 義德	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 206号
25	登記名義人 梅居田 鶴子相 続 人 國﨑 悦子	福岡県糟屋郡久山町大字猪野1009番地
26	草野 篤志	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 208号
27	鳥越 ヱミ子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 209号

d	-	٦

28	金子 香		佐賀県佐賀市赤松町9番22号
29	山中 哲	基	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 211号
30	小堀 千縣	惠子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 212号
31	阿部 梅	子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 213号
32	大山 京	子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 214号
33	村井 耕	子	福岡市南区野間四丁目24番17号
34	水上 義	春	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 216号
35	岩松正流	洋	京都市中京区御幸町通蛸薬師下る船屋町367番地 ロイヤルプラザ御幸町405号
36	藤戸豊	子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 218号
37	山田 孝清	治	福岡市城南区東油山三丁目16番102号
38	永嶋 正明	暉	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 301号
39	林 成子		福岡県筑紫野市筑紫駅前通二丁目159番地
40	諌山 祐-	_	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 303号
41	秋山 由	美	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 304号
42	原田 源語	吾	福岡県糟屋郡須惠町大字須惠527番地17
43	中村 慶	子	福岡市南区塩原三丁目14番27号
44	安田 士臣	郎	福岡市南区清水一丁目 9番35号
45	古賀博	俊	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 308号
46	古賀博	子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 308号
47	原口 信	義	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 310号
48	足立 誠		福岡市南区高宮一丁目18番20 - 406号
49	濵﨑 妙	子	福岡市博多区博多駅前四丁目16番10号
50	杉谷 稔		福岡市南区大楠三丁目11番39 - 501号
51	中村 明	美 美	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 314号
52	辻 京子		福岡市南区大楠三丁目11番39 - 315号
53	塔村 真-	一郎	茨城県牛久市ひたち野西三丁目21番地17
54	辛島 信日	明	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 317号

	T	
55	登記名義人 辛島 アキエ 相 続 人 辛島 信明	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 317号
56	野元 秋郎	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 318号
57	廣貞 久惠	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 319号
58	森下 歌子	福岡市博多区店屋町8番10号
59	薄川 裕隆	福岡市南区多賀一丁目8番29号
60	登記名義人 深町 方也相 続 人 宮前 訓子	福岡市南区大楠三丁目 3 番11号
61	吉安 トシミ	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 404号
62	土橋 文夫	福岡県大牟田市不知火町二丁目 9 番地24 エバーライフ大牟田1507号
63	坂瀬 由美子	横浜市青葉区松風台22番地7 3
64	野元 廣士	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 406号
65	宮﨑 常代	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 407号
66	今井 美知子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 408号
67	小林 慶子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 409号
68	秋吉 淑子	福岡市南区塩原二丁目 4番27号
69	秋吉 笑美子	福岡市南区塩原二丁目 4番27号
70	小田 豊	長崎県長崎市畝刈町321番地 1 ブルーハイツ畝刈103号
71	小田 英里子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 411号
72	前田 由美子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 412号
73	永井 秀雄	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 413号
74	阿比留 慶子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 414号
75	大庭 節子	福岡県古賀市花見東六丁目2番3-1004号
76	登記名義人 小鶴 義德相 続 人 小鶴 喜美子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 416号
77	山口 末男	福岡県古賀市日吉一丁目19番1号
78	高橋 和代	横浜市栄区桂台北32番14号
79	中西 雅子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 419号

第3072号

岡 県 公 報

掣

平成22年2月10日 水曜日

80	大橋	傑	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 502号
81	島田	幸洋	北九州市小倉南区葛原二丁目23番5号
82	岡田	勝友	福岡市南区南大橋一丁目14番12号
83	岩城	隆	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 505号
84	西島	弘子	福岡市南区大楠三丁目25番7号
85	西島	昭二	福岡市南区大楠三丁目25番7号
86	國島	勇	福岡市中央区那の川二丁目 5番12-404号
87	菅原	博道	福岡市南区大橋三丁目 1 7番15 - 105号
88	椎葉	和郎	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 509号
89	堀券	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目17番7号
90	德安	敏之	福岡県糸島市前原西四丁目14番39号
91	笹原	久留美	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 512号
92	石井	久也	福岡県小郡市三国が丘二丁目110番地
93	須佐	一浩	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 514号
94	須佐	朋子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 514号
95	有馬	妙子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 610号
96	田中	好子	佐賀県佐賀市神園五丁目 3 番15号
97	金山	輝章	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 517号
98	伊東	生吉	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 518号
99	伊東	登志子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 518号
100	筒井	寛十	福岡市南区大楠三丁目22番1 - 902号
101	筒井	智子	福岡市南区大楠三丁目22番1 - 902号
102	前川	吉男	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 601号
103	神﨑	正信	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 602号
104	西頭	光次	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 603号
105	平川	義之	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 604号
106	平川	民	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 604号
107	竹市	信治	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 605号
107	竹市	信治	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 605号

108	竹市 久美	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 605号
109	登記名義人 鳥越 新太郎 相 続 人 鳥越 ヱミ子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 209号
110	月澤 友子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 607号
111	妻鳥 榮一	福岡県春日市下白水北五丁目101番地
112	福田 政光	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 609号
113	中村 義一	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 611号
114	金子 義郎	福岡県朝倉市小田1241番地 2
115	水上 誠二	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 613号
116	登記名義人 江藤 ヨシカ 相 続 人 江藤 悠紀子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 614号
117	椿原 美弥	福岡市東区原田一丁目23番37 - 604号
118	廣貞 泰子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 616号
119	椿 壬生夫	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 617号
120	大西 智	兵庫県西宮市剣谷町14番9号
121	前間 幸子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 619号
122	山口 百合惠	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 701号
123	山出 喜由	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 702号
124	登記名義人 河北 俊朗相 続 人 河北 睦子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 703号
125	登記名義人 上總 昭二 相 続 人 上總 郁子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 704号
126	藤崎 茂明	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 705号
127	中村 勲	千葉県四街道市池花二丁目11番9号
128	柚木 一久	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 707号
129	水野 圭介	東京都練馬区上石神井一丁目8番2-609号
130	大貝 弘子	福岡市中央区今泉二丁目 4番26 - 305号
131	池田 英郎	福岡市南区野間一丁目5番5号
132	石川 壽一	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 712号

133	藤木 英和	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 714号
134	平田 晃正	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 715号
135	大谷 千惠子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 716号
136	石松 勝子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 717号
137	緒方 苓子	熊本県熊本市広木町30番14号
138	佐々木 佳子	福岡市南区大楠三丁目11番39 - 719号

別紙 2

1 抵当権者

(1) 土地所有者山中哲基の持分809366分の6507、土地所有者須佐一浩の持分809366分の3895及び土地所有者須佐朋子の持分809366分の3895に設定された抵当権者 ふくぎん保証株式会社

福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号

(2) 土地所有者岩松正洋の持分809366分の5643に設定された抵当権者 株式会社オリエントコーポレーション 東京都千代田区麹町五丁目 2 番地 1

(3) 土地所有者諫山祐一の持分809366分の6507、土地所有者登記名義人深町方也の持分809366分の6507及び土地所有者登記名義人小鶴義德の持分809366分の5643に設定された抵当権者

独立行政法人住宅金融支援機構

東京都文京区後楽一丁目 4 番10号

(4) 土地所有者坂瀬由美子の持分8093660分の33858、土地所有者野元廣士の持分8093660 分の22572、土地所有者西島弘子の持分8093660分の50787、土地所有者西島昭二の 持分8093660分の5643及び土地所有者柚木一久の持分809366分の5643に設定された 抵当権者

九州総合信用株式会社

福岡市博多区博多駅東一丁目10番26号

(5) 土地所有者金山輝章の持分809366分の5643設定された抵当権者 新日本橋信用保証有限会社

東京都中央区日本橋本町一丁目 9 番13号

(6) 土地所有者竹市信治の持分809366分の3895、土地所有者竹市久美の持分809366分の3895及び土地所有者水上誠二の持分809366分の5643に設定された抵当権者 西日本信用保証株式会社

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

(7) 土地所有者金子義郎の持分809366分の5643に設定された抵当権者 SMBC信用保証株式会社

東京都港区六本木六丁目 1番21号

(8) 土地所有者登記名義人深町方也の持分809366分の6507に設定された抵当権者 株式会社スミトー

大阪市西区京町堀一丁目17番16号

- 2 抵当権者兼条件付賃借権仮登記権者
- (1) 土地所有者登記名義人梅居田鶴子の持分809366分の5643、土地所有者林成子の持分809366分の6507及び土地所有者原口信義の持分809366分の6507に設定された抵当権者兼条件付賃借権仮登記権者

住友生命保険相互会社

大阪市中央区城見一丁目 4番35号

(2) 土地所有者前田由美子の持分809366分の5643及び土地所有者山口百合惠の持分809366分の7790に設定された抵当権者兼条件付賃借権仮登記権者

株式会社スミトー

大阪市西区京町堀一丁目17番16号

- 3 根抵当権者
- (1) 土地所有者上原俊輔の持分809366分の6507及び土地所有者山田孝治の持分809366 分の6031に設定された根抵当権者

株式会社日本政策金融公庫

東京都千代田区大手町一丁目9番3号

(2) 土地所有者株式会社大手の持分809366分の3717に設定された根抵当権者 株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 (3) 土地所有者有限会社三浦設計コンサルタントの持分809366分の7790に設定された根抵当権者

株式会社福岡中央銀行

福岡市中央区大名二丁目12番1号

(4) 土地所有者草野篤志の持分809366分の6507及び土地所有者岡田勝友の持分809366 分の6895に設定された根抵当権者

株式会社西日本シティ銀行

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

(5) 土地所有者古賀博俊の持分8093660分の97605、土地所有者古賀博子の持分8093660 分の32535及び土地所有者前川吉男の持分809366分の7790に設定された根抵当権者 株式会社福岡銀行

福岡市中央区天神二丁目13番1号

(6) 土地所有者藤木英和の持分809366分の7790に設定された根抵当権者 大博商事株式会社

福岡市中央区大名一丁目1番4号